

岐阜県公報

第二千四百七十三号
平成二十五年八月二十三日

(金曜日)

目次

告示

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定
 (環境管理課) 五六三

森林病虫害等防除法に基づく命令の内容となる事項の公表
 (森林整備課) 五六三

道路の供用開始
 (道路維持課) 五六四

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表
 (選挙管理委員会) 五六四

政治団体の異動事項の公表
 (同) 五六五

解散届が提出された政治団体の名称等の公表
 (同) 五六六

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表
 (同) 五六七

資金管理団体の異動事項の公表
 (同) 五六七

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請
 (環境生活政策課) 五六七

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
 (同) 五六七

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
 (建設政策課) 五六八

公共測量の実施
 (用地課) 五六九

落札者等に関する公示
 (会計課) 五七〇

告示

岐阜県告示第四百五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定する。

平成二十五年八月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 形質変更時要届出区域

養老郡養老町有尾六六四番の一部

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項に規定する基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

岐阜県告示第四百六号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成二十五年八月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 区域及び期間

1 区域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児郡御嵩町一円

2 期間

平成二十五年十月一日から一年間

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行つべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を防除し、検査した後でなければ移動させないこと。ただし、特別伐倒駆除を行う場合であつて、事前に移動場所、期間、数量及び駆除予定時期を、伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所長に届け出て承認されたときは、この限りでない。

四 命令をしよつとする理由

一の1の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に損害を与えるおそれがあるため。

五 その他

一の1の区域内において三に掲げる伐採木等を所有する者は、この公表の告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもつて、三に掲げる伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所を経由して知事に不服を申し立てることができる。

岐阜県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年八月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
県道	名下丸山線	下呂市馬瀬惣島字見座垣内一七一一番二地先から同市同字三ツ又瀬五四番二地先まで	100.0	平成二五・八・二六	平成二五・八・二五 平成二〇・一〇・七

選挙管理委員会告示二

岐阜県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年八月二十三日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
加茂歯科医師連盟	山田幸治	山本秀司	加茂郡富加町羽生1494 4
中村重光後援会	竹中正明	沖和広	本美市曾井中島15 7
橋本たけおを育てる会	安藤 盾	橋本圭二	海津市南濃町志津1029
ひらかれた羽島をつくる会	木全幹典	木全幹典	羽島市竹鼻町丸の内3 2 1
森元則後援会	森 政 貴	本田俊夫	海津市海津町五町31
山田まさる後援会	安井和夫	山田多恵	羽島市正木町新井938
横家敏昭後援会	鈴木 勲	横家 和明	加茂郡白川町切井1501

岐阜県選挙管理委員会告示第百八十一号

岐阜県選挙区法（昭和二十三年法律第百六十四号）第七十条第一項の規定により、当該団体の届出事項の変更届が提出されたので、同法第七十条第二項の規定により、票動事項を次のとおり変更する。

平成二十五年八月二十三日

岐阜県選挙管理委員会
総務課 大 塚 保 幸

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党春日支部	代 表 者 主たる事務所の所在地	森 泰 朗 揖斐郡揖斐川町春日六合918	野 原 康 義 揖斐郡揖斐川町春日六合928
自由民主党久瀬支部	代 表 者	杉 本 一 義	高 橋 嘉 明

自由民主党谷汲支部	主たる事務所の所在地	代 表 者	高 橋 元 之	所 登 實 雄
安八町の明日を 考える会	会 計 責 任 者	丹 羽 正 治	渡 辺 浩 二	
石井みどり岐阜 県後援会	代 表 者	横 森 俊 雄	高 木 幹 正	
伊藤たかよし後 援会	代 表 者	水 野 秀 行	西 尾 弘 行	
岐阜県歯科医師 連盟	代 表 者	横 森 俊 雄	高 木 幹 正	
清水政則後援会	代 表 者	高 橋 卓	宮 川 優	
政治結社大日本 櫻誠塾	主たる事務所の 所在地	関 市 板 取1516 1	各 務 原 市 那 加 岩 地 町 1 10	
實田こうじ後援 会	主たる事務所の 所在地	岐 阜 市 上 土 居 1 13 19	岐 阜 市 上 土 居 4 4 18	

古屋税理士政 治部	代 表 者	高 井 直 樹	波多野 光 裕
	会 計 責 任 者	河 合 敏 則	後 藤 芳 明
古屋税理士政 治連合会	代 表 者	今 井 正 義	篠 崎 馨
	会 計 責 任 者	石 黒 敏 司	廣 瀬 嘉 彦
古屋税理士政 治連合会	代 表 者	中 村 博 逸	黒 岩 清 保
	会 計 責 任 者	西 田 憲 幸	工 藤 智
古屋税理士政 治連合会	代 表 者	大 野 義 豊	星 野 辰 吉
	会 計 責 任 者	森 川 朋 美	堀 正 幸

西村まさみ岐阜
県後援会 代 表 者 横 森 俊 雄 高 木 幹 正

岐阜県選挙権者連合会岐阜支部八十二号

岐阜県選挙権者連合会岐阜支部八十二号
岐阜県選挙権者連合会(昭和三十二年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政
党日本維新の会が選挙区となつたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおりと
す。

平成二十五年八月二十三日

岐阜県選挙権者連合会

代表者 横 森 俊 雄 高 木 幹 正

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	解 散 年 月 日	政 党 又 は 政 党 の 支 部 の 場 合 そ の 旨 の 表 示	当 該 政 党 の 支 部 を 政 党 と す る 支 部 の 名 称	一 以 上 の 市 町 村 の 区 域 等 を 単 位 と し て 設 け ら れ る 支 部 の 表 示
安八町の明日を考える会	丹 羽 正 治	丹 羽 正 治	安八郡安八町森部373	平成25年 5月31日			
大山こうじ後援会	井 戸 俊 作	波多野 運 智	中津川市千旦林1540 1	平成25年 6月25日			
大耕会	大 山 耕 二	波多野 運 智	中津川市千旦林1540 1	平成25年 6月25日			
高野智後援会	高 木 忠 良	佐 竹 衛	養老郡養老町蛇持347	平成25年 6月28日			
土屋隆義を育てる後援会	土 屋 正 一	土 屋 萬 里 子	瑞穂市十九条245 1	平成25年 6月24日			
なかよしの党岐阜県支部	伊 藤 泰 子	草 野 定 美	揖斐郡揖斐川町上南方630 30	平成25年 6月13日			
羽翔会	森 義 雄	白 木 義 春	羽島市江吉良町470 1	平成25年 7月25日			
光岡かつまさ後援会	依 馬 和 昌	三 宅 一 嘉	恵那市東野2246 2	平成24年 12月1日			
森本文一後援会	森 本 勝 広	森 本 久 子	揖斐郡揖斐川町谷汲神原1135	平成25年 6月24日			
由友会	鈴 木 登	佐 台 隆 治	美濃加茂市深田町3 11 7	平成25年 7月22日			

岐阜県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年八月二十三日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
木全 幹典	岐阜県議会議員	ひらかれた羽島をつくる会	羽島市竹鼻町丸の内3-2-1	木全 幹典

岐阜県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十五年八月二十三日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
青田 耕二	青田こうじ後援会	主たる事務所所在地	岐阜市上土居1-13-19	岐阜市上土居4-4-18

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年八月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人安穩塾
- 三 代表者の氏名 森下 泰昭
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市下岡本町一六三一番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、在宅で介護が必要な高齢者や健康な高齢者に対して、地域に根ざし助け合いと生きがいの場として、高齢者いきいき事業・居宅サービス事業などを行い、すべての人々が安心と生きがいある生活を送ることができると、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年七月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あけぼの会
- 三 代表者の氏名 鷗飼 武彦

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市大宝町一丁目五番地
 五 定款に記載された目的 本法人は、精神障害者及びその家族の福祉向上のために、全ての人に対して、当事者の自立、社会復帰、環境の整備及び維持に関する事業を行い、精神障害者福祉の充実した明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年七月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人緑風川島
- 三 代表者の氏名 松田 千晴
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市戎町四丁目二番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、広く社会に向けて、人権及び環境に関する様々な啓蒙啓発活動を行い、また清掃美化活動及び環境の管理等を通して暮らしやすい地域社会の形成に貢献し、もって誰もが安心・安全で豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年八月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人可児市国際交流協会
- 三 代表者の氏名 豊島 正治
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市下恵土一八五番地七
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域社会に対して、地域に生活する人々が共に協力しあい、共に交流し、学びあい、協働活動等を行うことに関する事業を行い、国籍や民族文化・社会環境の異なる人々が、等しく平和に共生できる多文化共生社会を築く事に寄与することを目的とする。

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月日	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十五年五月二十九日	大倉コーキング	大倉和生	養老郡養老町大巻一〇四〇番地	般二十一 二〇〇八一	防水工事業
平成二十五年五月二十九日	大橋木工所	大橋増美	養老郡養老町押越七一七番地五	般二十一 七五五七	内装仕上工事業
平成二十五年七月二日	成田工業株式会社	代表取締役 成田 弘美	岐阜市千手堂北町一丁目一七番地	般二十三 一四五二	建築及び建具工事業
平成二十五年五月三十日	株式会社メイホー エンジニアリング	代表取締役 尾松 裏紀	大垣市林町二丁目六一番地の二	般二十一 二〇〇七三 六	管工事業

平成二十五年七月十九日	株式会社 太信	代表取締役 大野 誠信	大野郡白川村 保木脇二二一 番地の六	般二十二 二二二五	建築工事業
平成二十五年七月十日	株式会社 丸萬後藤 興業	代表取締役 後藤 教和	岐阜市忠節町 四丁目七三番 地	特二十四 一三三三六	建築工事業
平成二十五年七月九日	日装	日比野直 哉	大垣市和合本 町一丁目五五 七番地	般二十三 二〇〇八六 四	塗装工事業
平成二十五年七月八日	株式会社 アルプス サイン	代表取締役 豊 龜谷	飛騨市神岡町 船津二〇九一 番地	般二十四 三〇二七	電気工事業
平成二十五年七月八日	板屋重機 建設株式 会社	代表取締役 田中 英伸	本巣市根尾東 板屋字牧ヶ島 一五〇二番地	般二十四 一六四五〇	土木及び土 土工事業
平成二十五年七月五日	株式会社 早川工務 店	代表取締役 早川 貴典	中津川市付知 町八六三〇番 地一	般二十三 一七五二	土木、建築、とび、 土工、管、ほ装、 塗装、防水及び水 道施設工事業
平成二十五年七月五日	尾藤建設 合同会社	代表社員 尾藤昇	岐阜市加納南 陽町一 二九	般二十一 一〇二二四 三	土木、とび・土工 及びほ装工事業
平成二十五年七月五日	株式会社 メイホー エンジニ アリング	代表取締役 尾松 豪紀	大垣市林町二 丁目六一番地 の二	般二十五 二〇〇七三 六	電気通信工事業
平成二十五年七月五日	機設サー ビス株式 会社	代表取締役 日比 野猛	美濃加茂市太 田町字倉知二 八六四番地二 四	般二十二 五〇〇三三 四	とび・土工事業
平成二十五年七月四日	合資会社 安田のク	無限責任 社員 安 田正弘	関市倉知一〇 九〇	般二十二 八八九四	タイル・れんが・ ブロック工事業

平成二十五年七月十九日	株式会社 朝日産業	代表取締役 新井 信秀	高山市朝日町 甲一三七四 一番地	般二十一 四三二六	大土工事業
平成二十五年七月二十二日	早川塗装 店	早川義幸	岐阜市日野東 三丁目九番五 号	般二十四 一〇一八八 四	塗装工事業
平成二十五年七月二十四日	株式会社 館林	代表取締役 館林 輝義	恵那市大井町 二〇八七五 二二	般二十二 一三三〇八	電気工事業
平成二十五年七月二十四日	中部アレッ ク	花井芳明	岐阜市中鶉七 六八五	般二十四 一〇二六〇 四	防水工事業
平成二十五年七月三十日	田中金属	田中徳尚	岐阜市鏡島一 四九五番地一 〇	般二十二 一〇三三八 二	屋根及び板金工 業

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条 第一項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 岐阜市
- 二 作業種類 公共測量（都市計画基本図作成）
- 三 作業期間 平成二十五年七月二十九日から 同 二十六年二月二十八日まで

四 作業地域
岐阜市長が指定する場所

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により瑞浪市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

瑞浪市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十五年八月十二日から
同 年九月三十日まで

四 作業地域

瑞浪市釜戸町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十五年八月七日から
同 年九月三十日まで

四 作業地域

可児市虹ヶ丘

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達物品の名称及び数量 自動暗号化管理システムの貸借及び維持管理業務一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成25年 5月14日

4 落札者を決定した日 平成25年 6月26日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦一丁目10番1号
富士通リーヌ株式会社中部支店
支店長 松田 貴

6 契約金額 29,665,440円

7 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地

(1) 部門の名称 岐阜県警察本部総務室会計課

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年八月二十三日

岐阜県民部 中 田 謙

- 1 調達物品の名称及び数量 証拠管理システムの貸借及び維持管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成25年 5 月 14 日
- 4 落札者を決定した日 平成25年 6 月 26 日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市長住町十丁目 1 番
日通商事株式会社岐阜支店
支店長 樋口 雅也
- 6 契約金額 27,657,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課
 - (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目 1 番 1 号

平成二十五年八月二十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社